

会 長 談 話

本日、当会会員である安村友宏会員が、弁護士業務を遂行する上で預かった金銭である427万円を横領した容疑で逮捕されました。この金額は、同会員が横領した金銭の一部にすぎないと思われませんが、現在も西宮警察署による捜査が進行しているところであり、捜査当局による全容の解明が待たれます。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであって、その使命に基づき誠実に職務を行うからこそ、市民に信頼され、その職責を果たすことができるものと考えます。

あらためまして、当会会員の重大な非行により、本件の関係者に著しい被害を与えたことに遺憾の意を表明しますとともに、既に当会においては同会員に対する懲戒手続を進行させているところであることを申し添えます。

当会は、このような事態に至ったことを苦い教訓として、依頼者や市民からの情報提供に基づく不祥事の早期察知を進め、また、預り金規定の改正による弁護士会の調査権限の強化をはかっているところです。今後とも、より効果的な非行防止策を検討し、会員一人ひとりの倫理意識の向上により一層取り組む所存です。

2014年（平成26年）2月13日

兵庫県弁護士会

会 長 鈴木 尉 久